

研究会における主な論点(修正版)

【前提】近年、技能労務職員の従事する業務については民間委託等が進んでいるが、引き続き地方公務員が担う場合の当該職員の給与水準に関する基本的な考え方について、現行制度を前提として、研究を行う。

1 給料表の体系

(1) 給料表の適用単位 ~ 着目すべき点は、以下のようなものか。

- ① 職務の困難性(経験による習熟度を含む。)
- ② 民間における相当職種の賃金水準

※ 国の行政職給料表(二)は、技能労務職員に相当する職種全体に適用される。

(2) 級の構成

- ① 級を決定する要因は何か。(職務の困難性は、所属の人数等で変わりうるものか。)
- ② 職種ごとに給料表の一部の級のみを適用することをどう考えるか。
- ③ 学歴や資格を級に反映するべきか。(初任給の号のみで対応するべきか。)

(3) 同一級内の号の構成(カーブの形状)

- ① 定年まで必ず上昇すべきものなのか。
- ② 上昇の角度(間差額)をどう考えるべきか。

2 公民の給与(賃金)水準の比較ツール

- (1) 独自の調査を実施
- (2) 既存の統計調査を活用
- (3) 国における職種間の給与水準比率を援用
- (4) その他

3 交渉手続と労働協約

- (1) 協約締結主体としての当事者適格性
 - ① 組合の構成員
 - ② 上部団体との関係
- (2) 協約の効力
 - ① 非組合員等への規範性
 - ② 期間終了後の規範性

4 説明責任

- (1) 説明責任の主体
- (2) 説明すべき相手方
- (3) 説明手法
- (4) タイミング